

試掘の手引き

墨田区埋蔵文化財取扱要綱等により、試掘の指導を受けた場合の手順等について、御案内します。試掘はあくまで要綱に基づくものですが、**遺跡が特に発見されやすい場所**を指定しています。墨田区では試掘費用の全額、又は一部を負担していますので、試掘に御協力くださいますようお願いいたします。

※工事中に遺跡が発見された場合、文化財保護法に基づき一旦工事を中断していただきます。

1 公費が利用できる場合

試掘は、基本的に区が委託する会社が区の指導のもとで実施します。

次の条件を満たせば公費で試掘を実施できます。ただし、年度の切り替え時期である3月上旬から4月上旬は、試掘ができない場合がありますので、事前に御相談ください。

(1) 試掘の時点で試掘対象地が更地(土が露出している状態)であること

アスファルトが敷いてある場合、試掘範囲の部分を事前に撤去してください(撤去費用は事業者様負担)。

(2) 対象となる土地の建築面積が概ね300㎡以下

300㎡を超える場合、基本的に**事業者様負担**でお願いしています。ただし、300㎡を超える場合でも念のため御相談ください。

(3) 区の予算が確保されていること

ア 区では試掘費用の予算が決まっているので、その年度の予算がなくなった場合、公費で実施することができません。その場合、次年度に延期するか、事業者様負担での試掘をお願いすることになります。

イ 特に2月～3月に試掘を希望される場合は、事前に御確認ください。

2 試掘を行う場合の手順

(1) 試掘依頼書等の提出

ア 申請書類(試掘調査等依頼書、試掘調査承諾書(※)、新築物件の図面(その時点で完成しているものでOK)、既存建物の図面(あれば)を1セット)を御提出ください。

※試掘調査承諾書は、試掘調査の依頼者と土地所有者が異なる場合に提出してください。

イ 試掘希望時期をお教えてください。

例：6月末で解体終了するので、7月第1～2週目を希望

ウ 試掘調査等依頼書の提出後に試掘業者の選定に入りますので、少なくとも試掘希望日の一ヶ月前までに書類を御提出ください。

エ 試掘調査等依頼書や試掘調査承諾書は、以下の墨田区埋蔵文化財ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/tiiki_kyouiku_shien/bunkazai_hogo/maizoubunkazai/index.html

(2) 試掘依頼書受理の連絡

提出日の翌日以降に申請書類を受理した旨を依頼者様に電子メールでお知らせします。



(3) 試掘の準備、試掘日の協議等

ア 区による試掘業者の選定など、試掘の準備を行います。

イ 試掘希望時期の変更がある場合、できるだけ早く御連絡ください。

例：6月末で解体終了だったが、8月末に延びたので、9月以降に変更して欲しい。

(4) 試掘の実施、結果のお知らせ

ア 区全額負担の試掘は、基本的に一日で終了します。

イ 結果は、基本的に試掘日の翌日から翌々日(土日祝を除く)までに依頼者様(試掘調査等依頼書に書かれている連絡先)へ電子メールにて速報をお知らせします。

試掘の流れ



写真 1. 重機掘削風景

1. 表土掘削

最初に表土を重機で慎重に掘削しつつ少しずつ深度を下げていきます。

※写真では、事前にアスファルトを撤去しています。アスファルト撤去代は、事業者様のご負担となります。



写真 2. 調査風景

2. 遺跡の有無の調査

遺跡らしき構築物(遺構)や遺物が確認されると、手作業に切り替えて慎重に作業を行います。

※掘削深度が深くなると、安全上の問題から、段掘りして調査を進めます。

※トレンチ(試掘坑)の規模や位置は提出された図面をもとに区が設定します。



写真 3. 遺跡検出状況

3. 遺跡の確認

確認された遺跡の記録を取ります。その上で埋め戻し、原状回復を行います。

※埋め戻しまでは、区のほうで行います。アスファルト復旧や撤去したアスファルトの処理は事業者様のご負担でお願いします。

区の全額負担で行える規模の試掘は基本的に一日で終了します。それより規模が大きな試掘(事業者様負担の規模の試掘)になると数日から一週間程度の日数がかかります。

【問合せ先】

墨田区教育委員会事務局地域教育支援課文化財担当
TEL 03-5608-6310(直通)
FAX 03-5608-6411